

新型コロナウイルス感染症蔓延期の小児科受診について（4月1日改訂）

小石川柳町クリニック

新型コロナウイルス感染症の患者報告が連日続いています。遠からず市中感染が蔓延状態になった場合、当院にも軽症を主とした小児の患者さんが多数受診されると考えられます。待合室での感染機会を抑え、医療機関としての基本機能を維持するため、思慮深い慎重な受診行動をお願いします。

1. 風邪症状を呈した場合の受診方針

新型コロナウイルスの症状は通常の風邪と同様で、熱、咳、倦怠感などで、嘔吐、下痢や腹痛などの消化器症状も認められます。特異的な症状は無いため、症状からは通常の風邪と区別することは不可能です。このような症状を呈した場合、新型コロナウイルス感染症を心配して早めに当院を受診しても、診断を確定するためのPCR検査はできません。かえって受診によって新型コロナウイルスの感染機会を増やしてしまう危険性があります。仮に新型コロナウイルス感染症と診断されても特異的な治療法は無く、同じような対症療法が行われます。したがって、中等症以上を疑う症状（発熱が5日以上続く、呼吸数が早い、肩で息をする、呼吸が苦しい、唇や顔の色が悪い、経口摂取できない、ぐったりしている、など）があり入院加療が必要と考えられる場合を除いては、早期に受診することは勧められません。逆に、微熱や軽度の風邪症状の場合には、安静、水分・栄養補給、鼻吸引などの補助、解熱剤の適宜使用などによる自宅での療養がまず勧められます。一方、熱が4-5日続く、痰・咳が10日以上続き改善しない、又は一旦改善しかけて再び悪化（再発熱、咳の増大など）、喘息の既往があつて日中も頻繁に咳がでてきた、などは受診を考えるべき徴候です。

症状がある場合の登園、登校は、絶対に避けるべきです。病児保育室の利用も新型コロナウイルスの感染機会を増やす可能性があります。また、病児保育室が要求する受け入れ条件を満たすために、各種感染症の迅速検査をスクリーニング目的で実施することは当院では行いません。受診すべきかの相談は、電話相談で受け付けます。

2. 定期的治療を続けている慢性疾患患者の受診方針

小児では、アトピー性皮膚炎、慢性便秘、気管支喘息など、長期に定期受診している患者さんの場合、定期的治療の継続が欠かせません。また、舌下免疫療法維持期のアレルギー性鼻炎のように症状の変化がほとんど認められない場合もあります。これらの慢性疾患では、本来は対面受診を原則としますが、病状が安定していれば電話で状態を医師に報告し（「電話再診」、処方箋を受け取ることが、2月28日からできるようになりました。当院では、ご本人・保護者の希望と病状の安定度により、対面受診と電話再診のより適切な方法を選択します。

3. 予防接種・乳幼児健診の受診方針

予防接種・乳幼児健診は、適切な時期に確実に済ませていくことが重要です。このため、当院では感染のリスクをなるべく抑えた環境を整えて、これらを優先的に実施することが重要と考えます。3月23日以降、午前中の診療時間は、すべて予防接種・乳幼児健診のみに限定して使用するようになりました。